

令和7年度第1回葛飾区児童福祉審議会 議事録

I 日時：令和7年5月29日（木）午後7時～

II 場所：葛飾区役所新館7階 705・706会議室

III 出席者

1【出席委員12人】

有村委員長、雨宮副委員長、小林（広）委員、小林（弘）委員、西郷委員、齊藤委員、坂田委員、高岡委員、中村委員、松永委員、三尾委員、森委員

2【欠席委員4人】

青木委員、伊東委員、上松委員、白石委員、

3【区職員】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長 兼務 子ども・若者担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 事務局紹介

3 議事

報告事項

（1）令和6年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について

ア 里親認定部会【資料1-①】

イ 権利擁護部会【資料1-②】

ウ 児童福祉施設部会【資料1-③】

（2）児童福祉審議会「里親認定部会」の部会名変更について【資料2】

（3）葛飾区子ども・若者総合計画（令和7年度～11年度）の策定について【資料3】

（4）葛飾区社会的養育推進計画の策定について【資料4】

（5）葛飾区児童相談所の開設後1年間の状況について【資料5】

4 閉会

V 配付資料

令和7年度第1回葛飾区児童福祉審議会次第

【資料1-①】令和6年度里親認定部会の開催状況について

【資料1-②】令和6年度権利擁護部会の開催状況について

【資料1-③】令和6年度児童福祉施設部会の開催状況について

【資料2】児童福祉審議会「里親認定部会」の部会名変更について

【資料3】葛飾区子ども・若者総合計画（令和7年度～11年度）の策定について

【資料4】葛飾区社会的養育推進計画の策定について

【資料5】葛飾区児童相談所開設後1年間の状況について

【参考資料】令和7年度葛飾区児童福祉審議会事務局名簿

VI 議事要旨

1 開会

事務局

- ・委員の出席状況を報告し、定足数を満たしていることを伝達する。
- ・配付資料の確認をする。

委員長

- ・区のホームページ等に掲載のため、職員が会議風景を写真撮影することを伝達する。

2 事務局紹介

委員長

- ・続きまして、事務局より、事務局紹介をお願いいたします。

子ども・若者担当課長

〔 区職員の紹介 〕

3 議事

(1) 令和6年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について

委員長

- ・報告事項 (1) 令和6年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について、事務局から説明願います。

事務局（子ども・若者担当課長）

〔 資料1について、説明する。 〕

委員長

- ・ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
〔 質疑なし 〕
- ・ご質問なくということなので、報告事項(1)を終了いたします。

(2) 児童福祉審議会「里親認定部会」の部会名変更について

委員長

- ・報告事項(2) 児童福祉審議会「里親認定部会」の部会名変更について、事務局から説明願います。

事務局（子ども・若者担当課長）

〔 資料2について、説明する。 〕

委員長

- ・名称の変更ということですが、只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございます

か。部会にご参加の先生方、コメントあればお願いいたします。

[質疑なし]

- ・よろしいでしょうか。皆さんご了解ということかと思えます。それでは、報告事項（2）を終了いたします。

（3） 葛飾区子ども・若者総合計画（令和7年度～11年度）の策定について

委員長

- ・報告事項（3）葛飾区子ども・若者総合計画（令和7年度～11年度）の策定について、事務局から説明願います。

事務局（子ども・若者担当課長）

[資料3について、説明する。]

委員長

- ・ご質問、ご意見等はございますか。

[質疑なし]

- ・またこちらもお手元に届きましたら、チェック、ご覧いただき、ご意見等あればお願いできればと思います。それでは、こちらで報告事項（3）を終了いたします

（4） 葛飾区社会的養育推進計画の策定について

委員長

- ・報告事項（4）葛飾区社会的養育推進計画の策定について、事務局から説明願います。

児童相談課長

[資料4について、説明する。]

委員長

- ・ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。いかがでしょうか。

委員

- ・PDCA を回すときに、KPI となるような指標の設定が必要かと思うのですが、どのような指標が設定されて、そこに対する定量的なデータの集め方等は、どのような計画でご検討いただいておりますでしょうか。

児童相談課長

- ・この計画は、国から策定要領が示されておりまして、指標もいくつか示されていますが、都道府県でないと指標ができないものもいくつかあります。東京都も同じ時期に、東京都社会的養育推進計画を作っておりまして、その中で作られている部分もありますが、本区でできるものに関しては、指標を入れさせていただいております。例えば、児童相談所の強化というところでは、研修の受講回数等があります。
- ・この計画の肝の1つとして、里親等委託率について、国から令和11年度までに幼児の場合75%、学童期以降50%というのがあるのですがけれども、本区は、令和6年度末で11.56%と相当の乖離があ

ります。そのため、本区の状況を踏まえた現実的な数字目標値にするということは、これまでに何度かご説明しているところでございますが、このような指標がどのような進捗になっているか、今後評価して報告もしていきたいと考えているところでございます。

委員

- ・ありがとうございます。きっと国で示されているものあると思います。その追行もとても大事だと思っております。
- ・一方で、葛飾区の課題設定を言語化して、どのような KPI を目指していくのか、ガバナンスやマネジメントに関することもあろうかと思うのですが、独自の項目は設定されておられますでしょうか。

児童相談課長

- ・項目につきましては、オーソドックスに作っているのですが、あまり独自性があるものではない面もありますが、例えば、権利擁護につきましては子育て支援部とも連携しながら取り組んでいるのですが、令和6年度で、子どもの権利条例を全く知らないと回答した子どもが 55.8%だったという課題がありますということを区の特徴と示しています。
- ・また、葛飾区は社会的養護のお子さんが多いのですが、社会的養護のお子さんの推移を横ばいとしておりますが、主な特徴に関してはそういった指標を出させていただいているものでございます。本日は、お手元に無くて申し訳ないのですが、ご確認いただければと思います。

委員

- ・ありがとうございます。承知いたしました。以上です。

委員長

- ・大切な質問かと思えます。ありがとうございます。そのほか、ありますでしょうか。

委員

- ・今回は、初めて作るわけですね。だからなかなか難しいのかもしれないと思うのですが、例えば、子ども・若者総合計画は、子どもたちの意見等を取り入れている形になっている。これは多少、子どもたちの意見だけを取り入れるのは、なかなか難しいところもあると思いますが、例えば里親とか、そこを経験した子どもからの意見聴取というのは、こういうものの中に入れていかれるおつもりなのでしょうか。その辺のところでは独自性とか、実際にその辺のところの声が、どのくらい反映できるのかというのをうかがいたい。

児童相談課長

- ・この計画を作るにあたりましては、当事者のお子さんにアンケートをさせていただくほか、区内の里親や児童養護施設等の当事者の方と経験者の方にもヒアリングをさせていただいております。アンケートの結果も、例えば、社会的養護の経験者の方への支援というところで、実際その意見を反映させていただいております。また、先ほどご説明すればよかったのですが、指標の特徴ではないのですが、本計画の中で、当事者の意見を抜粋し、関係する章のところ、子どもたちの生の意見としてお示しをさせていただいております。お手元に届きましたら、このこともご確認いただければと思います。以上のような形で、当事者や経験者の意見をいただいたところでございます。

委員長

- ・ありがとうございます。しっかりと聴いていかないといけないところですし、また説明を受けて理解しないと権利について話せないというところがありますので、そういったところも、いろいろ工夫していただいているところだというふうに思います。
- ・その他、いかがでしょうか。ご意見あればぜひ、お願いできればと思います。

委員

- ・先ほどと同じようなことなのですが、区児相、まず葛飾区として、特徴的なところはどの辺にあるのかというところが大変興味のあるところなのですが、もし教えていただければありがたいです。

児童相談課長

- ・区児相に関しましては、例えば、一時保護所に関しては6章にあるのですが、23区の中では人口に比して一時保護所の定員が一番大きいということがありまして、幼児6名、学齢以上の男子12名、女子12名、合計30名となっています。このことは、ケースワークに関してもしっかりと丁寧な対応に繋がっているという特徴となります。
- ・昨年度、一時保護所の基準に関して、国から条例をつくることが求められていますが、ハード面に関しては、新しい施設なので当たり前といえばそうですが、個室にするとか、男女別の浴室を設ける等、全部クリアできているところがございますので、子どもの権利は相当守られている状況になっているというところが特徴かと思えます。
- ・課題としましては、先ほど申し上げたのですが、里親等委託率が低いというところがあります。そこは、数字ありきではなくて、子どものマッチングが一番大切とは考えておりますが、やはり里親の普及啓発は今後もしっかりと取り組む必要があるということは、課題としての特徴と捉えているところがございます。

委員

- ・ありがとうございます。今、国は目標値をあげて、そして自治体ごと全部アップしておりますので、ぜひ国の基準をクリア出来るように願っております。よろしく願いいたします。

委員長

- ・ありがとうございます。他の先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ・では、質疑が出そろったようなので報告事項（4）を終了いたします。

（5） 葛飾区児童相談所の開設1年間の状況について

委員長

- ・報告事項（5）葛飾区児童相談所開設後1年間の状況について、事務局から説明願います。

児童相談課長

〔 資料5について、説明する。 〕

委員長

- ・それでは、先生方からご質問等あれば、お願いできればと思います。いかがでしょうか。

委員

- ・確認ですが、里親等登録数について、葛飾区では二重登録というのはないのでしょうか。

児童相談課長

- ・二重登録もございまして、養育家庭と養子縁組里親の登録のうち3件が、二重登録されているもの
でございます。

委員

- ・二重登録した場合のカウントはどうなっていますか。実質マイナス3件ということですか。

児童相談課長

- ・これは両方に加えていますので、マイナス3件となります。

委員

- ・ありがとうございました。

委員長

- ・ありがとうございます。先ほど事務局から訂正について、お話があったのですけれども、今のご質問も考えますと、現段階で訂正についてご案内いただいた方が良いのかなと思います。もしよろしければ、担当課長よりご説明をお願いできればと思います。

事務局（子ども・若者担当課長）

- ・大変申し訳ございません。お手元の資料1-①をご覧くださいませでしょうか。令和6年度里親認定部会の開催状況についてでございます。こちらの一番下のところ、(参考)と書いてある葛飾区里親認定登録家庭数令和7年5月1日現在の数字でございますが、一部表記誤りがありましたので、ご報告させていただきます。
- ・養育家庭のところ17件となっておりますが、19件でございます。
- ・右端の方に行きまして、右から2つ目の養子縁組里親こちらが18件となっておりますが、20件が正しい数字でございます。
- ・合計で35件のところは、39件が正しい数字となっております。
- ・一番下のところにアスタリスクで記載しておりますが、二重登録数、こちらそれぞれに1件ずつ計上しているとなっておりますが、これが6件ずつというところでございます。大変申し訳ございません。こちら数字の方、訂正させていただければと思います。
- ・数字を修正した資料を、先ほどお送りすると申し上げました計画とあわせて送付させていただきますので、後ほど、資料の差し替えをしていただければと思います。大変お手数をおかけして申し訳ございません。

委員長

- ・ご案内ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。
- ・養育家庭よりも養子縁組里親の方が、数が多いという状況になっていますね。

児童相談課長

- ・昨年度、養子縁組里親に登録される方は多くいしましたが、不妊治療されている中で、なかなか努力が結ばれずという中で、選択肢のひとつとして、自分の子どもとして迎えたいという方も多いような

状況があり、養子縁組里親の登録を希望される方が多いと推察されるところでございます。

委員長

- ・ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。他にご質問あれば、お願いいたします。

委員

- ・表2の児童虐待相談件数なのですけれど、葛飾区に属している数が出ていて、他区からの委託分が入っていない。一時保護委託で入ってくるのは相談件数の中に入っていないのですか。

児童相談課長

- ・他区から委託で一時保護をお願いされているものに関しましてはこちらには入っておりません。

委員

- ・わかりました。いつも診察で行くと、もう少し数的には多いというイメージがありましたが、実際には葛飾区の子どもとしてあるのはこれだけで、他区の委託分が抜けているっていう数ということであれば納得できます。

委員長

- ・その他、ご質問いかがでしょうか。私も2件ほど質問させていただいてもよろしいでしょうか。
- ・1件目は、ぜひ教えていただきたいところなのですが、一時保護の委託先、どういったところで一時保護されているのかということも教えていただければと思います。いかがでしょうか。

児童相談課長

- ・一時保護の委託先として一番多いのは、乳児院でございまして、本区、児童相談所の一時保護所は基本的には幼児以降となりますので、0歳からおおむね2歳の子どもに関しましては、本区児童相談所内では保護できないため、乳児院の方で保護をお願いすることとなり、委託児童数の半分程度というところですが、また、児童養護施設に入る前に、まずは一時保護委託からという形で一時保護する児童もいる状況です。その他は、里親や病院が一時保護の委託先になっているところでございます。

委員長

- ・ありがとうございます。あともう一つですけれども、心理的虐待、これは国全体もそうですけれども、かなり多い状況があります。やはり葛飾区においても、表1のところ養護相談で受け付けていただいた中でも、被虐待の相談が多いということがございますが、警察からのDVの通告が多いということとか、何かもし追加で特徴とかがございましたら、ぜひ教えていただければと思います。

相談援助担当課長

- ・おっしゃる通りで、心理的虐待の大半が警察から、夫婦間の暴力目撃で通告されるものが大変多く、警察からの通告で児童相談所にきますので、そこは全体の件数を上げているという面がございます。
- ・感覚的な部分がありますけれども、養育力に課題があるご家庭も多いので、養育困難と境がなかなか難しいのですけれども、どうしてもネグレクト傾向にある事案が多いという印象があります。葛飾区の場合、非行の相談が意外と少ないというところを実感しています。
- ・あとは、少子化と言われますけれども、葛飾区の間々が対応するご家庭は非常に多子といますか、ごきょうだいが多くご家庭が多いという印象があつて、警察側の通告を受けますと、ごきょうだい

を合わせて受理をしますので、その分、さらに心理的虐待の数が増えるというところも傾向としてあるのかなと思っております。以上でございます。

委員長

- ・ありがとうございます。相談件数の中には、複数きょうだいがおられたら、そのお子さんごとに、入れているというところもあるということですね。

委員

- ・2点ご質問をさせていただきたいのですけれども、まず1点目、今登録されているらっしゃる養育家庭の中で、実際にどれくらいお子さんが委託をされているのか、いわゆる里親稼働率といったりすると思いますけれども、何件くらい実際にお子さんを既に預かられているのかということをお話していただきたいです。
- ・2点目ですが、社会的推進計画を拝見させていただきますと、令和11年度の時点で、里親等委託率の目標が23%ほどで試算をされているらっしゃるかと思うのですけれども、里親委託が現在なかなか進みづらい、もしくは今後も進みづらいうというふうにおっしゃる際に、どういった点が主にボトルネックになっているのかと伺うところをお聞かせいただけたらと思っております。

児童相談課長

- ・先に、里親等委託率が上がらないことに関してですけれども、この計画を作る前に、本区の中期実施計画で里親委託の推進を、計画事業でさせていただきながら、本区の里親等委託率がその時が10%程度だったので、なかなかそれを国の示されるところまで伸ばしていくのは難しいという判断がありました。そこで、足立児相からの伸び率を参考にし、数値を設けたところ、先ほど委員からお話があった令和11年度23.7%という形になります。この伸びない理由に関しましては、さまざま事情はあるのですが、先ほど申し上げたとおり1点では、子どもの最善の利益を考え、何がなんでも里親委託としない考え方が大切と考えているところです。その中で、都区全体でマッチングをするので、本区が里親を増やしたとしても、その里親にお願いして入れるのは他区の子どもという形もあります。本区としては、委託率を増やしていく必要があるのですが、そこを最優先するのではなくて、子どもの最善の利益の中でやっていくことは考えています。まだまだ、里親制度を知らないという方も多いので、今、普及啓発から一生懸命やっているところです。知っていただくことが1つというのと、やりたいという方を増やす中で、今日も実は、里親との意見交換があったのですが、里親が子どもを育てる為のその費用に関しては国が見てくれているところもありますよということをお話程度知っていただく等、そういったことも今後やっていく必要があるかもしれません。まだまだ制度が知られていない部分があるというのが実感として持っているところでございます。

委員

- ・ありがとうございます。

児童相談課長

- ・稼働率に関しましては、先ほどの資料のところにあります通り、養育家庭の方が16家庭ある内の7家庭という形で、これがだいたい稼働率という形になります。このあたりで計算しますと43%くらいになり、だいたいこのような数字かと意識しているところでございます。

委員長

- ・ありがとうございます。児童相談所を作って、葛飾区のお子さんは、葛飾区でというところがありましたけれども、なかなか東京都全体での協議調整の中では難しいところもあるというようなお話でございました。
- ・なお、今の話に関連して、養子縁組を希望する里親が多いというのも、なかなか養育家庭への委託が進まないというところに繋がるかもしれないと思いながら見てはいましたが、あまりそういうところは、関係ないのですか。

児童相談課長

- ・そのこともありまして、養子縁組里親を希望する方が多い状況の中、小さい子どもで、まだ愛着関係を築くことが比較的やりやすいお子さんに関しますと、都内で手があがる家庭が多いため、聞くところによると希望が3桁になることもあり、その中で1人となると、なかなか選ばれないといった点もあります。逆に養育するのに、課題が大きいと受けとられるお子さん等は、なかなか手があがらない状況もあり、このため養子縁組はなかなか難しいと聞いております。そのあたりも、待機している方は多いけれども、委託までいかないという特徴の一つかと思います。

委員長

- ・ありがとうございます。私ばかり発言していけないのですが、民間の養子縁組団体との連携等はされているのでしょうか。

児童相談課長

- ・民間の養子縁組の斡旋費用の助成は行っておりますが、情報交換等は特に行っていないのが現状でございます。

委員長

- ・やはり広域で見ると、どこかで手が挙がるということもありますので、もしかしたら必要な時もあるのかもしれないなというふうに思いました。
- ・その他、委員の先生から何かご質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、質疑が出そろったようですので、こちらで報告事項（5）を終了いたします。

4 閉会

委員長

- ・それでは、すべての議事が終わりました。本日は、円滑なご審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

児童相談課長

- ・1点補足させていただきます。稼働率の件でございますが、令和5年度末時点が計画に記載させていただいておりましたので、ご報告させていただきます。令和5年度末時点ですと、稼働率59%となっておりますのでございます。大変申し訳ございませんでした。

委員長

- ・ありがとうございます。委員、コメントございますか。

委員

- ・里親等委託率については、おそらく東京都の場合は、他の自治体との兼ね合いの中で、委託推進されているところですので、単独で進めていくのもなかなか難しい状況だと推察するところです。区によって、里親家庭が、養育支援や子育て世帯訪問支援事業を利用できるようにしたり、里親のサポートを確認することで、里親委託が受け入れられているご家庭を増やしていくといった取組をされているところもあるかと思えます。もちろん子どもごとに合わせたマッチングが必要だということとは当然ではありますけれども、必要なお子さんには、そういった家庭的な環境の提供ができるような形に進んでいくといいなと思っております。ありがとうございます。

委員長

- ・ありがとうございます。それでは、その他よろしいでしょうか。

委員長

- ・それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回葛飾区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。お忙しい中、長時間のご協力、ご参加どうもありがとうございました。